

東北地方太平洋沖地震による被災世帯の皆様へ
生活福祉資金貸付制度のご案内

特 例 貸 付
緊 急 小 口 資 金

一時的な生活費にお貸しします

《貸付対象》

- ① 東北地方太平洋沖地震の津波被害が報告されている市町村に居住している世帯
- ② 東北地方太平洋沖地震発生後、避難所で生活している世帯
- ③ 東北地方太平洋沖地震発生後、勤務先が休業となり当面の生活費の確保が困難である世帯
この資金は世帯単位での貸付となります。

《貸付内容》

◎貸付限度額 10万円以内（原則）

※下記に掲げる事項に該当する場合は、20万円以内を貸付を行う。

- ① 世帯員の中に死亡者がいる場合
- ② 世帯員の中に要介護者がいる場合
- ③ 4人以上世帯である場合
- ④ 重傷者、障害者、妊産婦、学童児童がいる世帯等で特に社協会長が認める場合

- ◎据置期間 貸付の日から1年以内
◎償還期間 据置期間終了後2年以内
◎利 息 無利子
◎延滞利息 償還期限後の残元金に対し、年利10.75%

《ご持参いただくもの》

- ◎身分を証明できるもの（住民票・健康保険証・運転免許証・年金手帳等）
※無い場合はご相談に応じます。
◎実印「後日印鑑証明書が必要です。」（無い場合は拇印で差し支えありません。）

《受付会場・受付時間》

3/27 ~ 3/31

- ◎大槌高校 紫友館内 電話 ■■■ - ■■■ - ■■■
◎午前10:00から午後4:00まで